

横浜市民共済生活協同組合見舞金支払規則変更条文新旧対照表

(下線部分変更)

改正後	改正前
<p>(見舞金支払対象物件又は共済契約関係者の確認及び報告)</p> <p>第7条 第2条第1項第1号から第3号までの見舞金の支払に係る対象物件の確認は、<u>事業規約第38条第1項各号に準じる書類に基づき実施規則第19条第2項に規定する第1次損害査定者</u>(以下「第1次損害査定者」といいます。)が<u>現場調査等</u>により認定し、第2条第1項各号に掲げる見舞金の種類に応じて、地震災害状況及び査定報告書(第2号様式)、風水害等状況及び査定報告書(第3号様式)、火災等見舞金支払報告書(第4号様式)により実施規則第19条第2項に規定する第2次損害査定者(以下「第2次損害査定者」といいます。)に報告するものとします。</p> <p>2 第2条第1項第4号の見舞金支払いに係る共済契約関係者(死亡者又は負傷者)の確認は、第1次損害査定者が行い、火災等死傷見舞金支払該当者報告書(第5号様式)により第2次損害査定者に報告するものとします。</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>附 則 省 略</p> <p>附 則 (施行期日) <u>この規則は、令和5年10月1日から施行します。</u></p>	<p>(見舞金支払対象物件又は共済契約関係者の確認及び報告)</p> <p>第7条 第2条第1項第1号から第3号までの見舞金の支払に係る対象物件の確認は、<u>関係官公署が発行する罹災証明書に基づき実施規則第19条第2項に規定する第1次損害査定者</u>(以下「第1次損害査定者」といいます。)が<u>現場調査</u>により認定し、第2条第1項各号に掲げる見舞金の種類に応じて、地震災害状況及び査定報告書(第2号様式)、風水害等状況及び査定報告書(第3号様式)、火災等見舞金支払報告書(第4号様式)により実施規則第19条第2項に規定する第2次損害査定者(以下「第2次損害査定者」といいます。)に報告するものとします。</p> <p>2 第2条第1項第4号の見舞金支払いに係る共済契約関係者(死亡者又は負傷者)の確認は、第1次損害査定者が行い、火災等死傷見舞金支払該当者報告書(第5号様式)により第2次損害査定者に報告するものとします。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号の見舞金の支払対象物件の確認は、第1次損害査定者の現場調査が実施困難な場合においては、理事長の承認を得て、関係官公署が発行する罹災証明書に基づき認定することができるものとします。</u></p> <p>附 則 省 略</p>

<参考：火災共済事業規約抜粋>

<p>(共済金の支払請求)</p> <p>第38条 共済契約者は、共済の目的につき火災等によって損害が生じ、この組合に共済金を請求するときは、損害が生じたことを知ったときから30日以内に共済金支払請求書に共済契約証(領収書)及び次に掲げる書類を添え、提出しなければなりません。</p> <p>(1) 関係官署の罹災証明書</p> <p>(2) 火災等状況報告書及び損害見積書</p> <p>(3) その他の必要書類</p> <p>2 省 略</p>
--